

社会保障審議会介護保険部会

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 御中

一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会

理事長 川西基雄

介護分野の文書に係る負担軽減に関する意見について

(1) 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例に関する意見

1. 指定申請について

●電子申請の推進

電子申請することで事務負担が軽減されます。法人情報や事業所情報との連動により、基本情報の反映や登録情報の表示により、変更箇所のみを修正できるようになることを望みます。また、システム的にもチェックできるので、間違い等も減少すると思われれます。

●勤務体制表の勤務時間分類(早出、遅出、夜勤の区分)

1日の時間合計(8時間や4時間等の記載)と月合計の時間が配置基準を満たしていればいいのではないかと。また、当該事業所の勤務表で、確認すべき内容を満たしていれば、可としていただきたい。

2. 報酬請求について

●処遇改善・特定処遇改善・ベースアップ処遇改善加算

目的が違う加算であることは理解しているが、申請および実績の書類を簡素化するために、配分率での調整や根本的な整理ができるようにしていただきたい。請求時に賃金総額の前年度との比較は、職員の異動があると意味がないので見直していただきたい。

3. 実地指導について

●モニタリング

施設ケアマネによるモニタリングの頻度が記載されていない為、実地指導で毎月とされるケースがあります。施設のケアマネは100名まで1名の配置基準であり、在宅のケアマネとは受け持ち件数が違います。施設は毎日の状況を把握しケース記録に記載していますし、状況に応じて、家族や職員、関係機関との連絡調整を行っています。必要に応じて実施するほか、おおむね何ヶ月に1回として明記することとしていただきたい。

●日常記録の実施時間(入浴・食事・巡回等)

記録システムによっては一括入力で行うと初期時間や現在時刻が記録されるため、対象者が同時刻になり、時刻の入れ替えを行うと逆に時間がかかってしまいます。個別に正確な時間が必要な場合や特別な事情が発生した場合は、その時刻や特記事項で正確な時間を入力するが、それ以外は同時刻のまま可としていただきたい。

●事前提出

電子報告システムやホームページ等にアップされている書類は、紙媒体での提出は免除していただきたい。

●事故報告書

事故報告は、自治体によって報告様式が異なります。様式を統一すればシステムから登録されている入居者の基本情報を再度記入することがなくなると共に経過記録とも連動できます。また、システムから電子申請することでデータの収集や対策、改善策も分析できると思うので事故報告様式の統一をしていただきたい。

(2) 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口に関する意見

事業所からの意見を集約できる仕組み作りは必要だと感じるので要望提出意見集約の専用窓口の設置していただきたい。

(3) 「電子申請届出システム」に関する意見

(1)1に記載した通り、電子申請により事務負担の軽減が期待されますので、申請届出システムは必要と思います。

(4) 地域による独自ルールに関する意見

電子化による様式や記載内容の統一と、(2)により各事業所から意見を出せるようにすることで、過度な独自ルールの解消が期待できます。各事業所からの意見集約を厚生労働省主導で保険者独自ルールでなく全国統一ルールの構築をお願いします。